厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料３
令和８年11月10日	

マルチジョブホルダー制度の実施状況について

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用

1．２以上の雇用関係にある労働者の雇用保険の適用の原則的な取扱い

○ 同時に２以上の雇用関係にある労働者については、当該２以上の雇用関係のうち、当該労働者が**生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける１つの雇用関係についてのみ、被保険者となる**。

※　被保険者資格に係る当該１つの雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。

⇒　事業主ごとに見た場合に20時間以上でなければ、合計が20時間以上であったとしても適用対象外。

【例】



A事業所　週の所定労働時間　15ｈ

B事業所　〃　10ｈ

合計が25時間でも適用されない

2．２以上の雇用関係にある65歳以上の労働者の雇用保険の適用（任意）

○ **65歳以上の者を対象**として、**本人の申出を起点**として**２つの事業所**の労働時間を合算して適用する制度を**試行する**。（令和４年１月からの施行後５年を目途に検証。）

（例）



A事業所	週・所定14ｈ
B事業所	週・所定10ｈ

・　AとBを合算して20時間以上であるため、労働者の申出を起点として雇用保険を適用

A事業所を離職



A事業所	週・所定０ｈ
B事業所	週・所定10ｈ

Aを離職し、20時間を下回るため、

・　**Aで支払われていた賃金額を基礎として給付（※）し、**
（※高年齢求職者給付金として一時金を給付）

・　被保険者ではなくなるため、**以後、保険料を徴収しない**。

雇用保険の被保険者と給付方式の種類

職業安定分科会雇用保険部会（第212回）
令和８年９月29日
資料
（一部改編）

被保険者の種類	給付方式
（１）一般被保険者 被保険者のうち（２）、（３）及び（４）以外の者	**基本手当**【法13】 離職前賃金の50%～80%（給付日額2,562～9,110円）を、年齢と被保険者期間、離職理由に応じて、90日～360日の給付日数の間、失業認定を受けた日について支給。 ※令和６年雇用保険法改正により、令和10年10月から法定の賃金日額の下限額（①）を屈折点（給付率が80%となる点）の額の４分の１に、最低賃金日額（②）を最低賃金（全国加重平均）で週10時間を働いた場合を基礎として設定。 ※①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定する。
（２）高年齢被保険者【法37の２Ｉ】 65歳以上の被保険者（（３）又は（４）に該当しない者）	**高年齢求職者給付金**【法37の４】 高年齢被保険者が失業した場合であって、離職の日前１年間に被保険者期間が６か月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日（被保険者期間１年未満）又は50日分（被保険者期間１年以上））の一時金が支給される。
（３）短期雇用特例被保険者【法38Ｉ】 被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（（４）を除く） ①　４か月以内の期限を定めて雇用される者 ②　所定労働時間が２０時間以上３０時間未満である者（※） ※令和６年雇用保険法改正により、令和10年10月から「10時間以上30時間未満」に変更。	**特例一時金**【法40】 短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前１年間に被保険者期間が６か月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。
（４）日雇労働被保険者【法43Ｉ】 被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。 ①　適用区域に居住し、適用事業に雇用される者 ②　適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者 ③　適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者	**日雇労働求職者給付金**【法45】 日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前２か月間において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

（参考）改正法附則・附帯決議・雇用保険部会報告（抄）

【雇用保険法等の一部を改正する法律 （令和２年改正）附則】

（検討）
第11条
２　政府は、附則第一条第五号に掲げる規定の**施行後五年を目途として**、改正後雇用保険法第三十七条の五の規定について、**当該規定により高年齢被保険者となった者の状況及び当該者に対する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況等を勘案**しつつ、二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者に対する改正後雇用保険法の適用の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【令和２年雇用保険部会報告】

○試行に当たっては、事業主等の事務負担に十分配慮するとともに、**離職して給付を受けることが見込まれている者が申出をして適用されるといった逆選択の事象や安易な離職による循環的な受給といったモラルハザードの事象が起こる懸念に留意するべき**である。その上で、**試行結果について、適用による行動変化や財政的な影響等の視点から十分な検証**を行った上で、必要に応じて適用対象を含めた制度の在り方について検討していくべきである。

【令和６年４月10日　衆議院厚生労働委員会・令和６年５月９日　参議院厚生労働委員会】

○複数の事業所で雇用される労働者の**雇用保険の加入手続が確実に行われるよう、周知・広報を強化**すること。また、**複数の事業所で雇用される労働者への雇用保険の適用の在り方等について労働政策審議会において検討を行う**こと。

【令和６年雇用保険部会報告】

○ また、令和２年の雇用保険法改正により、65 歳以上の労働者を対象に、２つの事業所での週所定労働時間がそれぞれ20 時間未満であって合算して20 時間以上 となる場合に本人の申出を起点として雇用保険を適用する仕組みが設けられ、**令和４年１月から施行されており、施行後５年を目途として検討を加えることとされていることから、給付の支給状況等この仕組みの実施状況の把握と検証**を行い、 マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用の在り方等について引き続き検討すべきである。

マルチジョブホルダー制度の周知について

《全適用事業所あてに「お知らせはがき」を送付》

- 毎年３月に全適用事業所（※）あてに、雇用保険「お知らせはがき」を送付。
  ※2, 323, 311事業所（令和7年11月末の雇用保険適用事業所数）

<お知らせはがき>



令和８年度の雇用保険料率のお知らせ

令和８年度(令和８年4月１日～令和９年3月31日)の雇用保険料率は、下記の表のとおりです。

	❶労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	❷事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	❶+❷ 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

その他のお知らせ

●雇用保険手続の届出に必ずマイナンバーの記載をお願いします。
◆ マイナンバーは、法令に基づき、雇用保険の各種申請・届出を行う際に登録が必要です。まだハローワークにマイナンバーの登録がない被保険者に係る各種申請・届出の際に、合わせてマイナンバーの届出をお願いします。

詳細はこちら　雇用保険　マイナンバー　検索

●雇用保険マルチジョブホルダー制度について
◆ 複数の事業所で勤務する65歳以上の方は、ハローワークに申し出ることで、雇用保険に加入できる制度があります。申し出にあたっては、事業主の皆さまにも必要な証明を行っていただく等ご協力をお願いします。

詳細はこちら

●雇用保険手続は電子申請が便利です。
◆ 電子申請を行うためのアカウント：ＧビズＩＤは無料で取得可能です。
◆ 雇用保険に関する一部の手続を特定の法人が行う場合、電子申請により行うことが法令で義務付けられています。

電子申請についてはこちら　雇用保険　電子申請　検索
GビズIDについてはこちら　GビズID　検索
電子申請義務化についてはこちら　雇用保険　電子申請義務化　検索

●育児休業等給付について
◆ 令和７年４月に、以下の給付が創設されました。
・出生後休業支援給付：子の出生後の一定期間内に両親ともに14日以上の育児休業をした場合に、最大28日間、育児休業給付（給付率67%）に13%を上乗せして支給します。
・育児時短就業給付：子が２歳未満の期間に時短勤務をした場合に、各月に支払われた賃金の原則10%を支給します。

詳細はこちら　雇用保険　育児休業等給付　検索

OPEN
開封はていねいに、水濡れ時には乾燥させてから開封してください。

郵便はがき

銀座局
料金後納
郵便

事業主の皆様へ　厚生労働省から「雇用保険」に関するお知らせです

「雇用保険適用窓口」来所の受付終了時間は16:00です。
～便利な電子申請をご利用ください～

〒100−8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課適用係

このはがきにお心あたりのない方へ

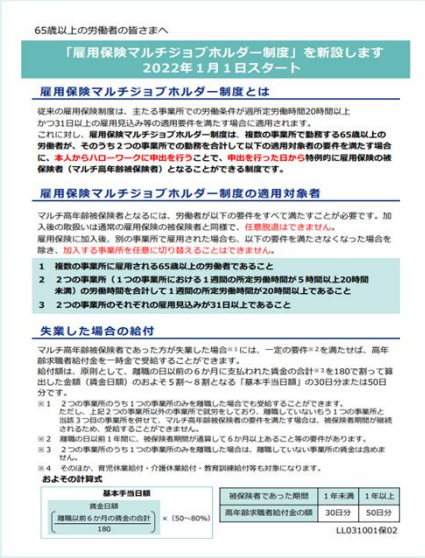
大変お手数をおかけしますが、最寄りのハローワークにご連絡いただくか、はがき表面に大きく「あて所に尋ねあたりません」と書いて最寄りの郵便局へお届け、またはポストにご投函ください。よろしくお願いします。

OPEN
開封はていねいに、水濡れ時には乾燥させてから開封してください。

《HPやリーフレットを活用した周知》

- 厚生労働省HPやハローワーク窓口において、リーフレット、Q&A等を活用した周知

<周知リーフレット>



65歳以上の労働者の皆さまへ

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します
2022年１月１日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、**雇用保険マルチジョブホルダー制度**は、**複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち２つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。**

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。
雇用保険に加入後、別の事業所で雇用された場合も、以下の要件を満たさなくなった場合を除き、加入する事業所を任意に切り替えることはできません。

1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
2 ２つの事業所（１つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上20時間未満）の労働時間を合計して１週間の所定労働時間が20時間以上であること
3 ２つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

失業した場合の給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。
給付額は、原則として、離職の日以前の６か月に支払われた賃金の合計※3を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ５割～８割となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

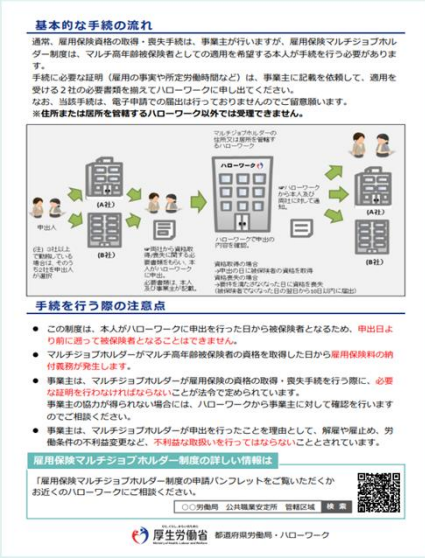
※1 ２つの事業所のうち１つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記２つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう１つの事業所と当該３つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
※2 離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６か月以上あること等の要件があります。
※3 ２つの事業所のうち１つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。
※4 そのほか、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象になります。

およその計算式

基本手当日額 = 賃金日額（離職以前６か月の賃金の合計 ÷ 180）× （50～80%）

被保険者であった期間	１年未満	１年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

LL031001保02



基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。
手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、事業主に記載を依頼して、適用を受ける２社の必要書類を揃えてハローワークに申し出てください。
なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。
※**住所または居所を管轄するハローワーク以外では受理できません。**

手続を行う際の注意点

- この制度は、本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、申出日より前に遡って被保険者となることはできません。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。
- 事業主は、マルチジョブホルダーが雇用保険の資格の取得・喪失手続を行う際に、必要な証明を行わなければならないことが法令で定められています。
  事業主の協力が得られない場合には、ハローワークから事業主に対して確認を行いますのでご相談ください。
- 事業主は、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行ってはならないこととされています。

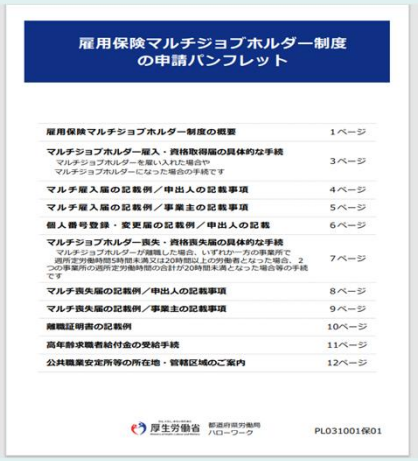
雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧いただくかお近くのハローワークにご相談ください。

○○労働局　公共職業安定所　管轄区域　検索

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

<詳細パンフレット>



雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット

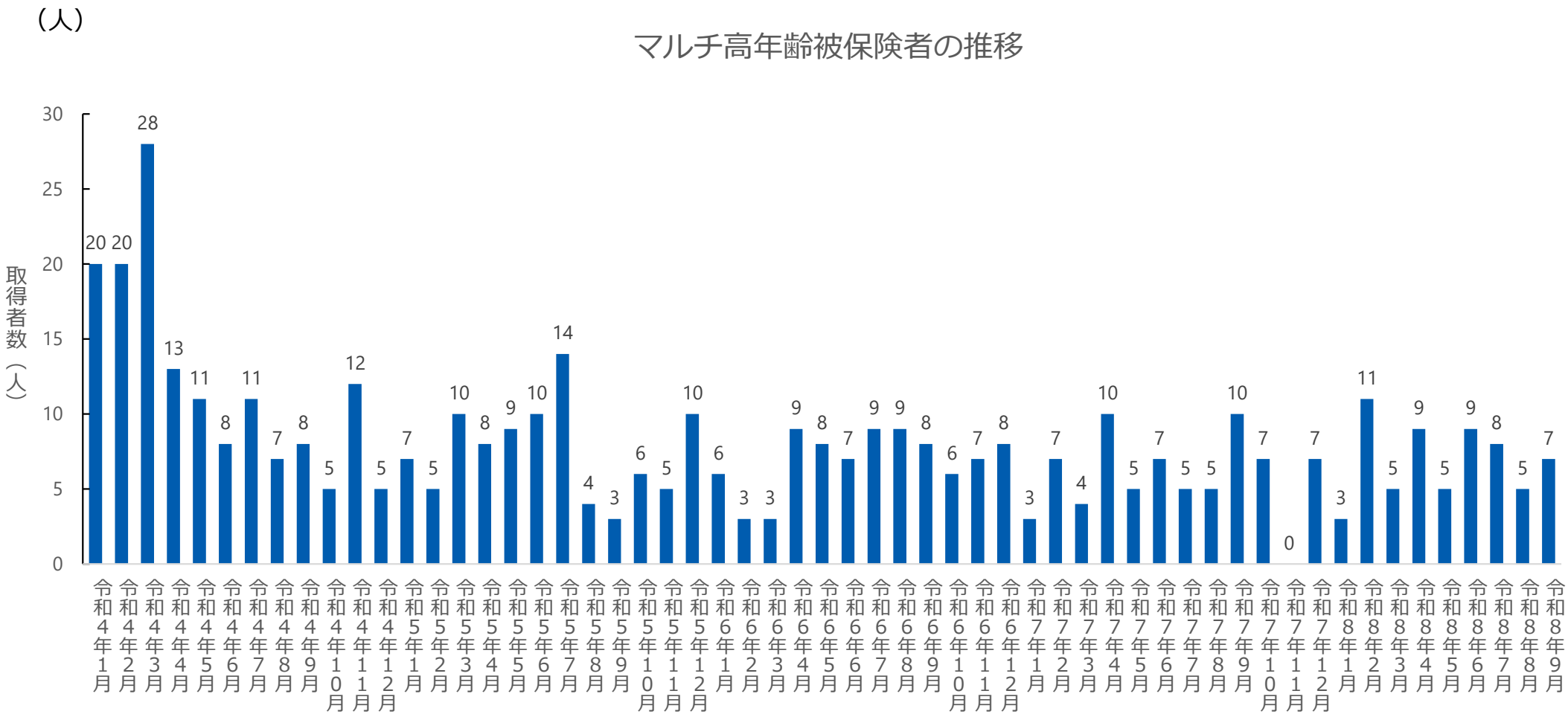
雇用保険マルチジョブホルダー制度の概要	1ページ
マルチジョブホルダー雇入・資格取得届の具体的な手続 マルチジョブホルダーを雇い入れた場合や マルチジョブホルダーになった場合の手続です	3ページ
マルチ雇入届の記載例／申出人の記載事項	4ページ
マルチ雇入届の記載例／事業主の記載事項	5ページ
個人番号登録・変更届の記載例／申出人の記載	6ページ
マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届の具体的な手続 マルチジョブホルダーが離職した場合、いずれか一方の事業所で週所定労働時間5時間未満又は20時間以上の労働者となった場合、２つの事業所の週所定労働時間の合計が20時間未満となった場合等の手続です	7ページ
マルチ喪失届の記載例／申出人の記載事項	8ページ
マルチ喪失届の記載例／事業主の記載事項	9ページ
離職証明書の記載例	10ページ
高年齢求職者給付金の受給手続	11ページ
公共職業安定所等の所在地・管轄区域のご案内	12ページ

厚生労働省　都道府県労働局 ハローワーク　PL031001保01

※このほか、関係団体や人事労務マガジン、SNS等を通じた周知を実施

マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得者推移）

○　マルチジョブホルダーの制度を開始した令和４年１月から令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者となったのは454人となっている。

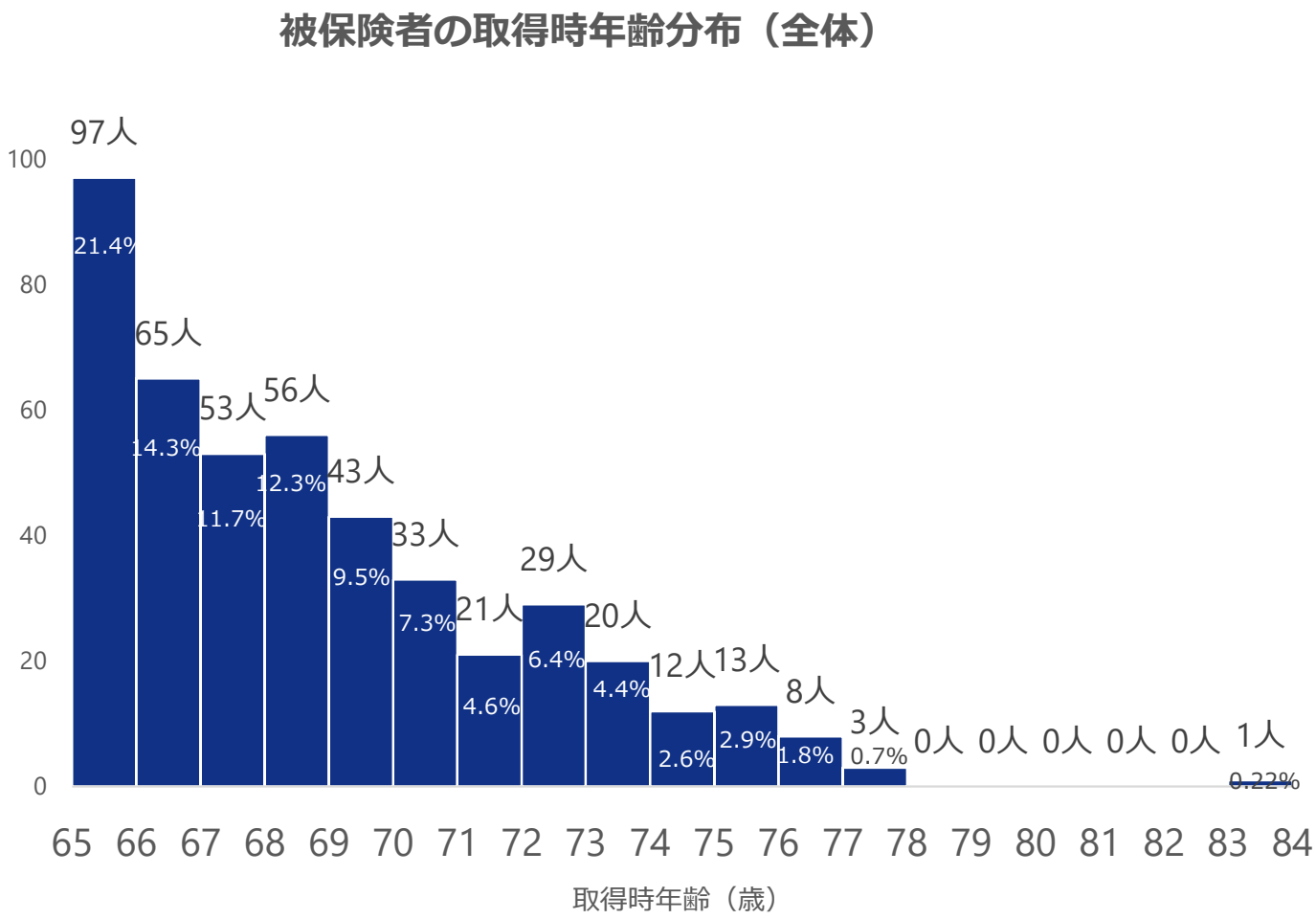


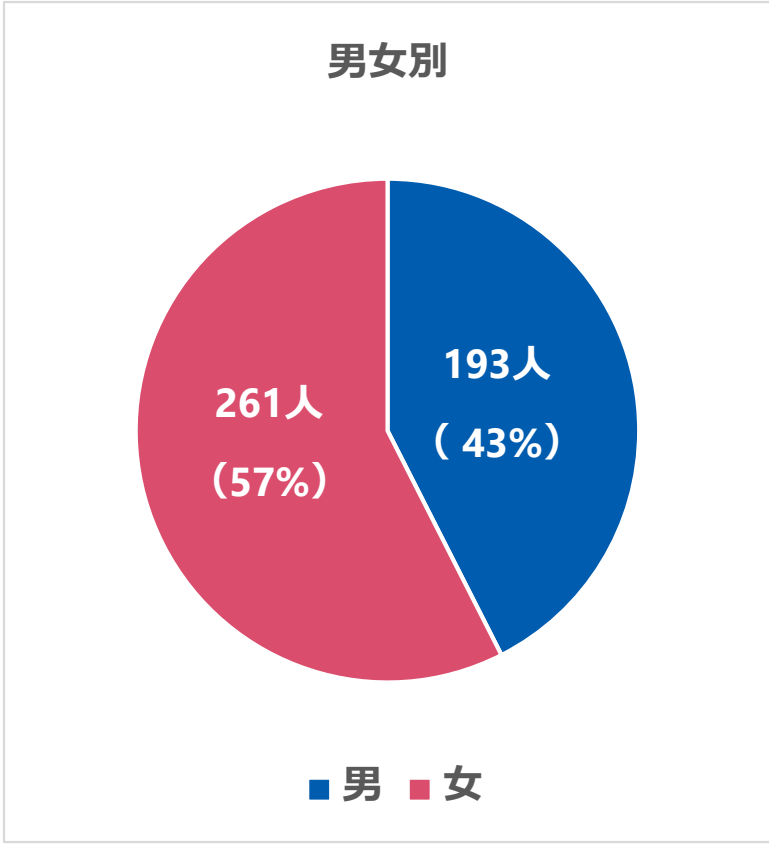
※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（年齢別・男女比）

○　マルチ高年齢被保険者の取得時年齢は平均68歳となっている。

○　マルチ高年齢被保険者は男性が４割、女性が６割となっている。

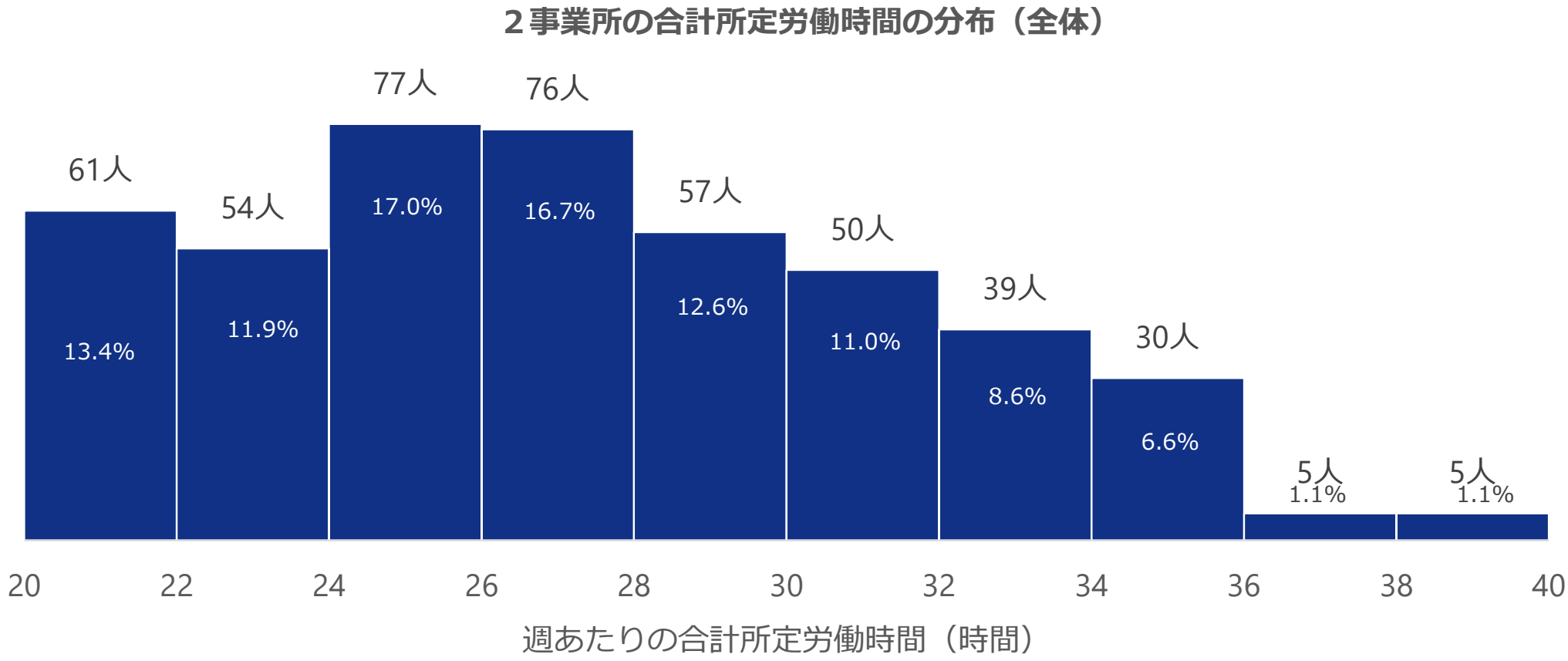




※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（労働時間）

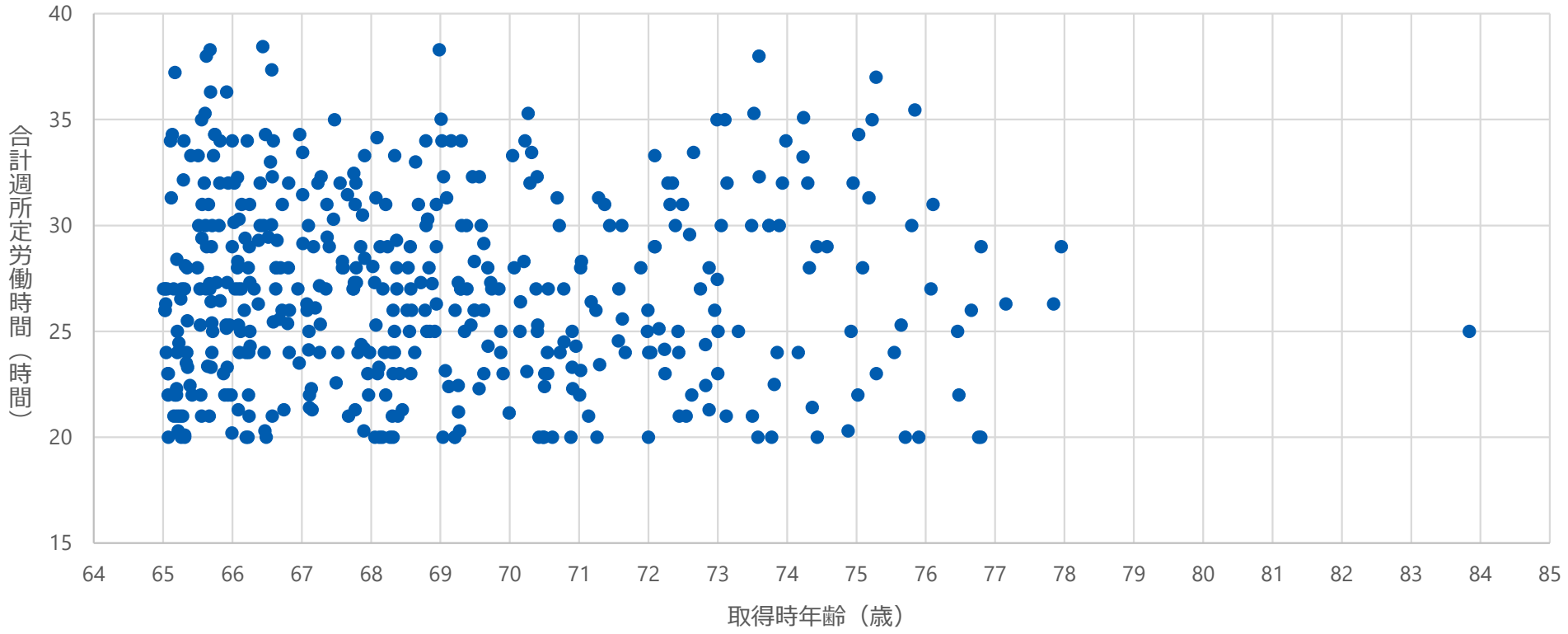
○　マルチ高年齢被保険者の週の所定労働時間は平均27時間となっており、約７割が30時間未満となっている。



※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（取得時年齢と所定労働時間の関係）

○　年齢ごとの労働時間で見ると、どの年齢においても労働時間の偏りがないため、年齢が労働時間に与える影響は小さいと考えられる。



※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（職種別）

○　職種別でみると、「サービス業」が最も多い。被保険者の約５割が２事業所とも同じ職種である。

		B事業所											合計
		管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘の職業	運搬・清掃・包装等の職業	
A事業所	管理的職業	2		1		1							4
	専門的・技術的職業		57	7	1	18				2		3	88
	事務的職業		5	30		14	2		2			3	56
	販売の職業		4		9	19	1		2			6	41
	サービスの職業	1	18	11	11	92	6	1	2	2	1	25	170
	保安の職業		1		1	3	1					4	10
	農林漁業の職業		1			1							2
	生産工程の職業		1			6	2		1			3	13
	輸送・機械運転の職業		1	1		3				2			7
	建設・採掘の職業			1		1							2
	運搬・清掃・包装等の職業		3	4	3	23	1	1	1			25	61
	合計	3	91	55	25	181	13	2	8	6	1	69	454

（人）

※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（就職経路、契約期間）

○　就職経路は２事業所ともに「自己就職」が最も多く、全体の約３割を占める。

○　契約期間の定めは２事業所ともに「契約期間の定めあり」が最も多く、全体の約７割を占める。

就職経路		B事業所				合計
		安定所紹介	自己就職	民間紹介	不明	
A事業所	安定所紹介	49	34	5	17	105
	自己就職	22	156	4	39	221
	民間紹介	3	15	7	4	29
	把握していない	14	36	7	42	99
合計		88	241	23	102	454

（人）

契約期間の定め		B事業所		合計
		なし	あり	
A事業所	なし	54	66	120
	あり	69	265	334
合計		123	331	454

（人）

※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（雇用形態、賃金形態）

○　雇用形態別でみると、被保険者の約９割がパートタイム雇用となっている。

○　賃金形態別でみると、被保険者の約８割が時間給となっている。

○　２事業所とも同じ雇用形態、賃金形態で働いている者が大半を占めている。

雇用形態		B事業所					合計
		日雇	派遣	パートタイム	有期契約労働者	その他	
A事業所	日雇	0	0	0	0	0	0
	派遣	0	0	11	2	0	13
	パートタイム	1	9	367	19	1	397
	有期契約労働者	0	0	21	16	0	37
	その他	0	0	1	2	4	7
合計		1	9	400	39	5	454

（人）

賃金形態		B事業所					合計
		月給	週給	日給	時間給	その他	
A事業所	月給	20	1	6	22	0	49
	週給	0	0	0	0	0	0
	日給	4	0	7	24	0	35
	時間給	26	1	21	319	3	370
	その他	0	0	0	0	0	0
合計		50	2	34	365	3	454

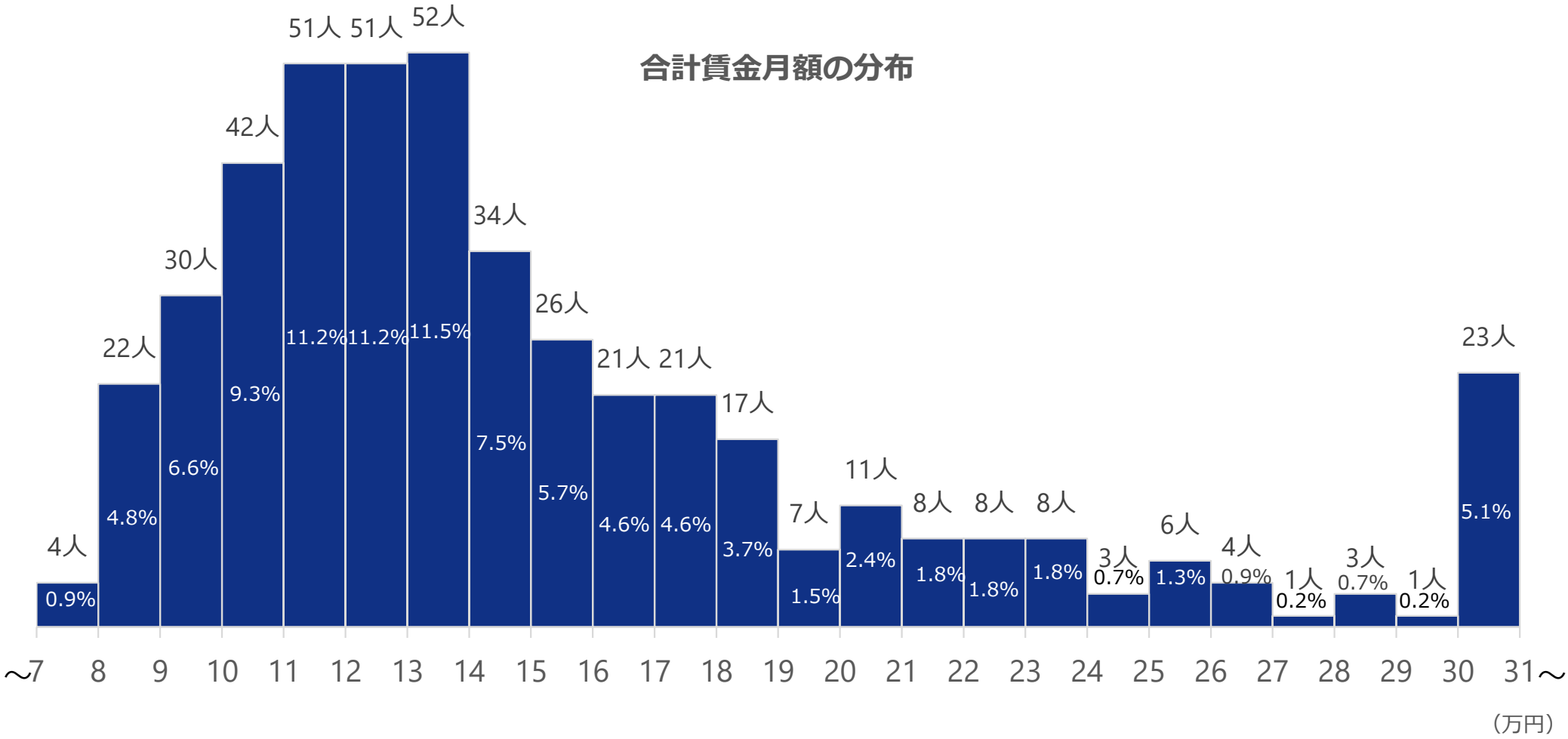
（人）

※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（賃金）

○　２事業所の賃金月額を合計した金額でみると、13万円～14万円台が多くなっている。

○　被保険者の約６割が15万円未満となっている。



※令和４年１月～令和８年９月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格喪失者の推移）

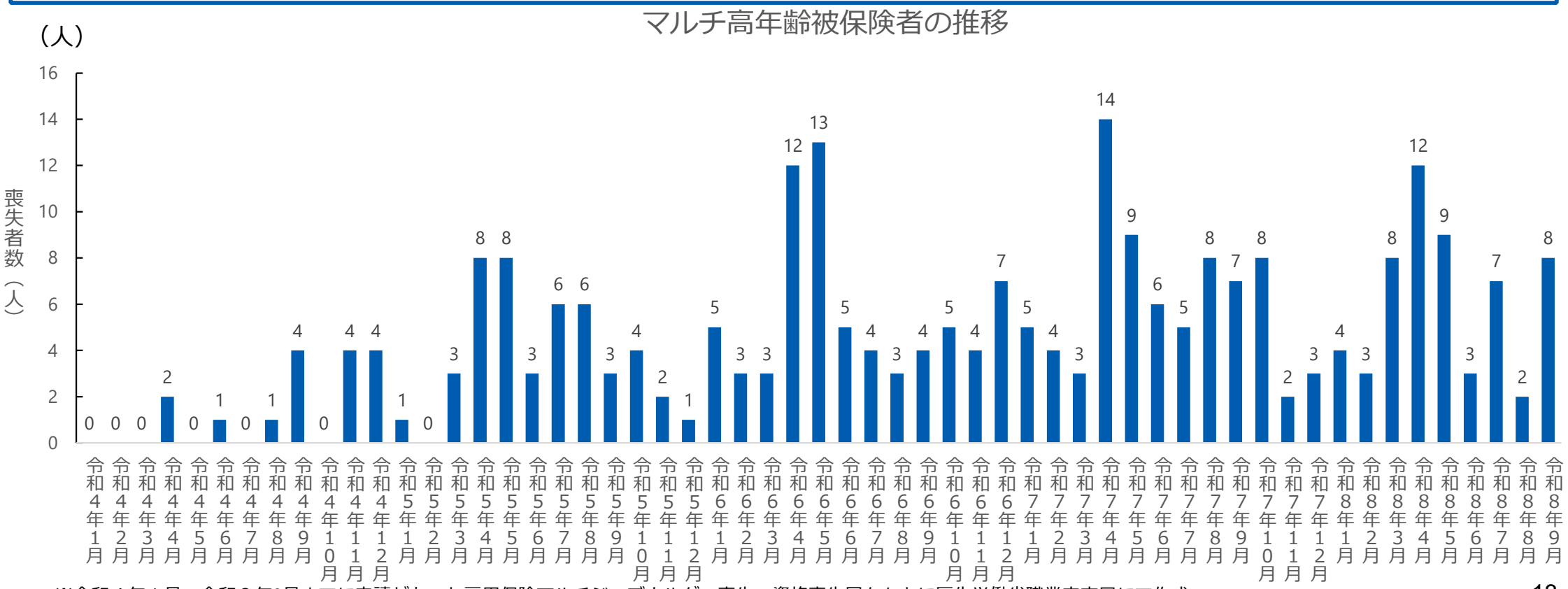
○　令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者資格を喪失した者は259人。その内訳は、

①　高年齢求職者給付金を受給した者は118人（受給予定の者を含む。）
　　複数回受給した者は２名（いずれも２回）のみ。

②　週20時間以上に労働時間が変更になったことにより、マルチ高年齢被保険者資格を喪失し、単一事業所で引き続き高年齢被保険者となった者は38人（給付金は支給なし）

③　副業先を変更して引き続きマルチ高年齢被保険者となった者は19人となっている（給付金は支給なし）。

※その他（84人）について、網羅的な把握が困難であるが、体力的な問題等から再就職の予定がないため給付金を受給しない者も一定数いると想定される。

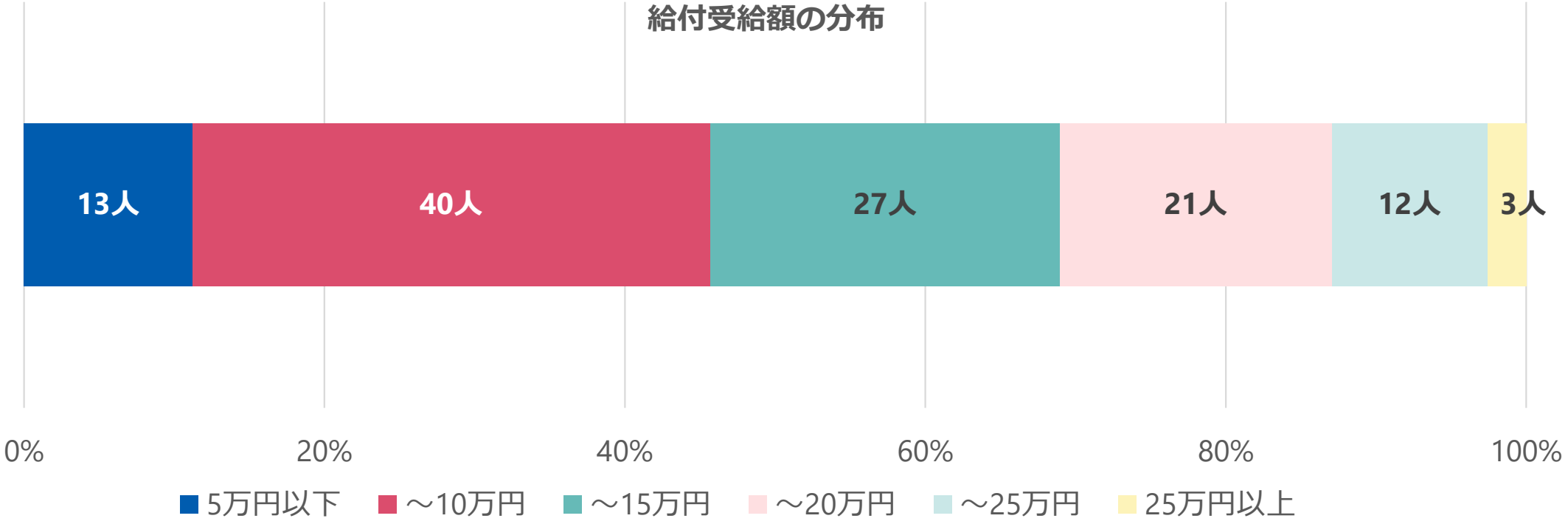


※令和４年１月～令和８年9月までに申請があった雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届をもとに厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（受給状況）

○　マルチ高年齢被保険者であった者で、高年齢求職者給付金（※）を受給した人数は116人（男性54人、女性62人）となっており、受給額は平均12万円となっている。

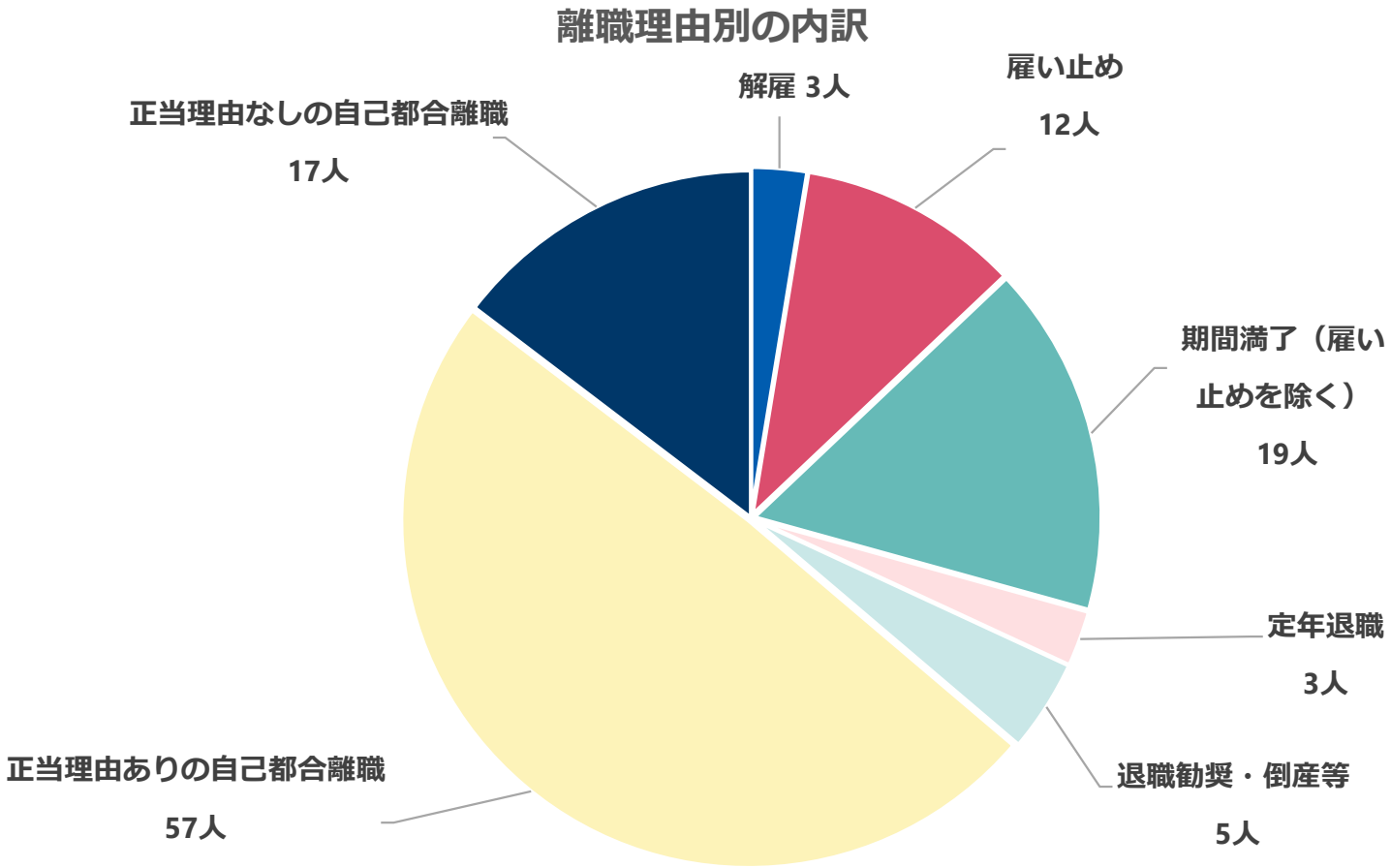
※　高年齢求職者給付金は被保険者であった期間が１年未満は３０日分、１年以上は５０日分。



※令和４年１月～令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者であって、高年齢求職者給付金を受給した者を厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（受給者の離職理由状況）

○　高年齢求職者給付金を受給した者（116名）のうち、正当理由なしの自己都合離職の者は17名（約15%）。



※令和４年１月～令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者であって、高年齢求職者給付金を受給した者を厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の高年齢求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
令和３年度	0	―	0	―
令和４年度	4	―	709	―
令和５年度	20	400.0	1,986	179.9
令和６年度	32	60.0	4,130	108.0
令和７年度	37	15.6	4,533	9.8

(注１)各年度の数値は年度合計値である。
(注２)マルチ高年齢被保険者の施行は令和４年１月である。
このため、令和３,４年度の前年度比については「ー」としている。

＜参考＞マルチ高年齢被保険者の他の給付の支給状況

教育訓練給付金…２名
（一般教育訓練給付金１名、特定一般教育訓練給付金１名）

介護休業給付金…２名

育児休業給付金…０名

【月別】

(単位：人、千円)

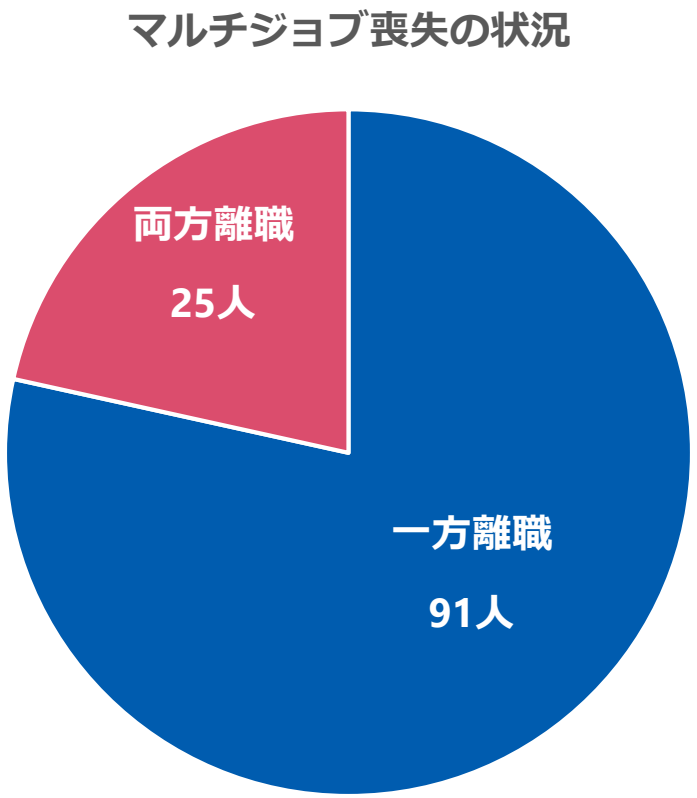
	受給者数	支給金額
令和６年10月	3	697
11月	1	153
12月	0	0
令和７年１月	4	360
２月	4	524
３月	2	218
４月	2	348
５月	6	935
６月	3	150
７月	5	474
８月	5	732
９月	2	118
10月	3	303
11月	2	157
12月	2	354
令和８年１月	3	287
２月	3	589
３月	1	87
４月	4	456
５月	10	1,187
６月	4	434
７月	3	299
８月	2	292
９月	0	0

※令和４年１月～令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者であって、高年齢求職者給付金を受給した者を厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（受給者のマルチジョブ喪失状況）

○　高年齢求職者給付金を受給した者（116人）のうち、一方の事業所の離職による者が91名、両方の事業所の離職による者は25名。なお、両方の事業所をやめる理由について、主なものは、複数の事業所で働くことが大変など体力的な問題、別の職種でフルタイム働くため、などがある。

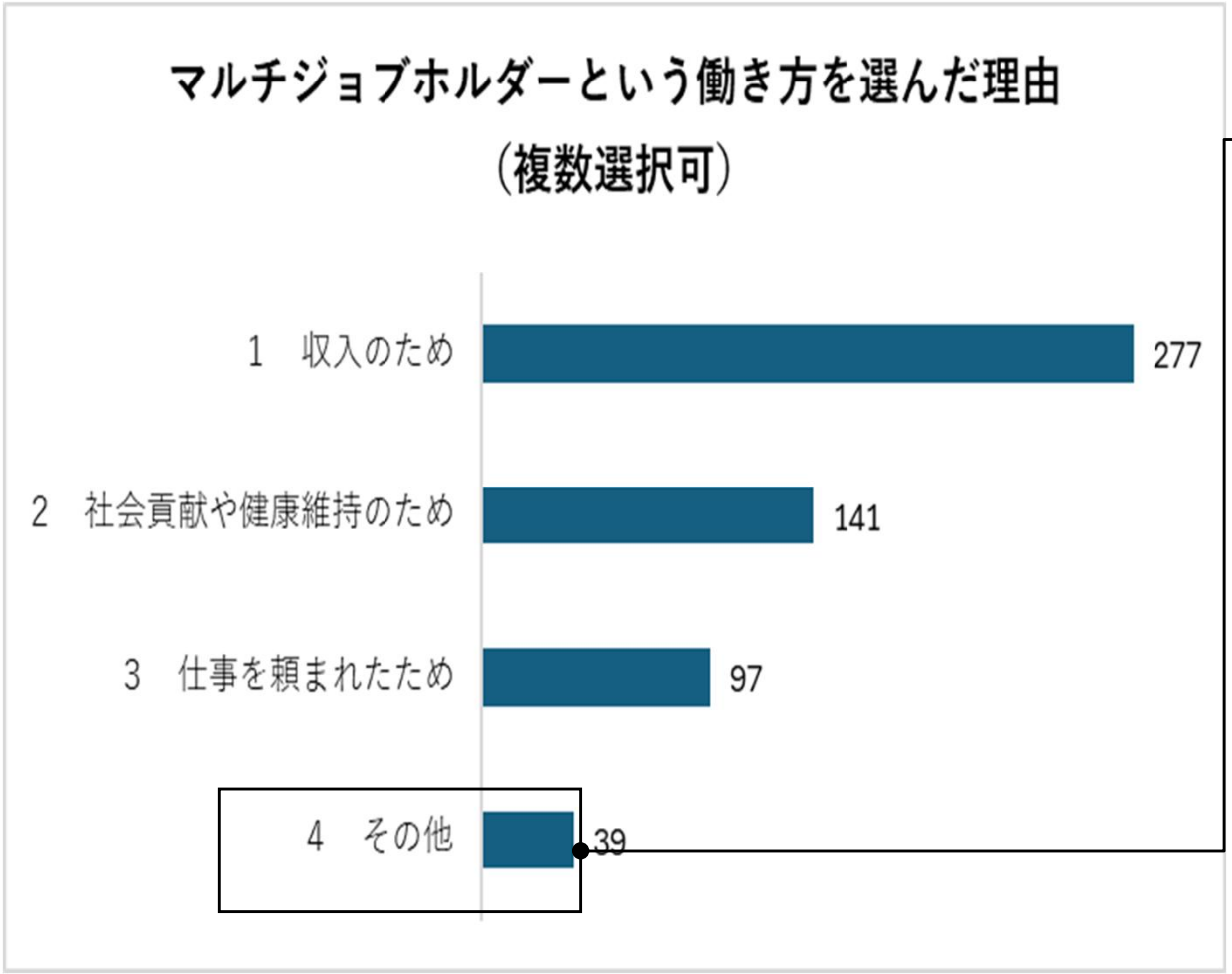
○　副業先を変更して引き続きマルチ高年齢被保険者となった者は19人となっている。



※令和４年１月～令和８年９月までにマルチ高年齢被保険者であって、高年齢求職者給付金を受給した者を厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得時アンケート）

○　マルチジョブホルダーの働き方を選んだ理由別でみると、「収入のため」が約７割、「社会貢献や健康維持のため」が約４割となっている。



「その他」の具体的な回答

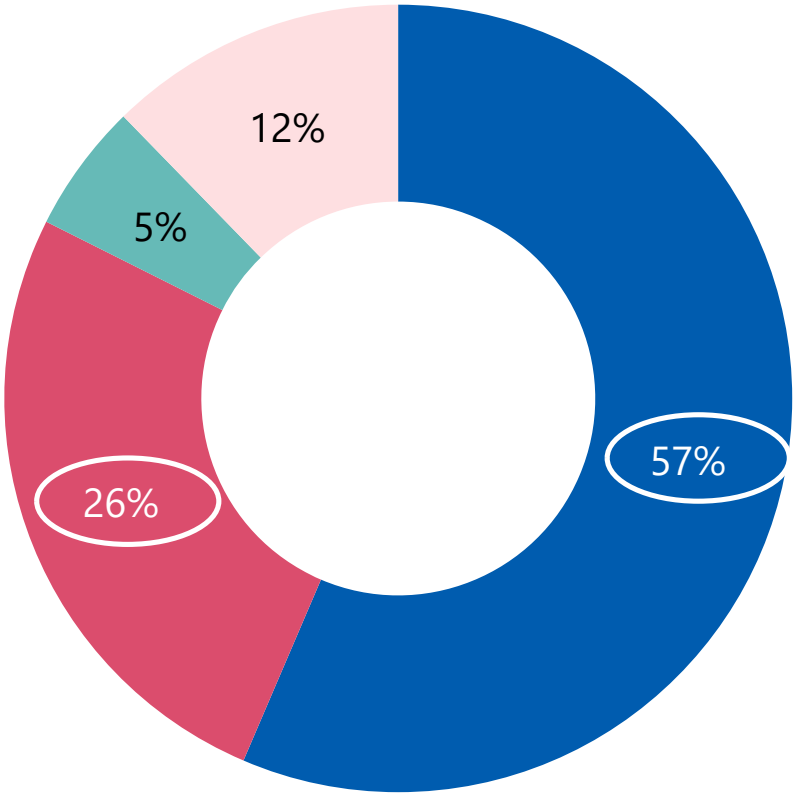
- Ａという会社で２カ所の業務を行っていたが、そのうち１カ所が、Ｂという別の会社に変更となり、Ａ、Ｂ２つの会社に勤務することとなったため
- 新たな経験・スキルの向上の為
- 年齢のため１日の仕事があまりない
- 年齢的にフルに働くことが難しい
- 体が健康でありたいため
- 一つの仕事だと退職した際に不安なため
- 職場からの紹介で、試しに参加した　など

※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数386名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得時アンケート）

○　雇用保険を加入した理由別でみると、「労働者の義務と考えたため」と回答したのが約６割、「今後に備えるため」が約３割となっている。

雇用保険に加入した理由



- 1　労働者の義務（加入するのが当たり前）だと考えるため
- 2　離転職を繰り返しており、今後に備えておきたいため
- 3　今の事業所の将来に不安があるため
- 4　その他

「その他」の具体的な回答

- 65歳以上は雇用保険に加入できないと思っていたが、それ以上でも加入できると雑誌で見たため
- まだ数年間は仕事を続けたいため
- 離職後の備えのため
- 事業所から勧められたため
- 将来の就職の際に教育訓練給付を受けたいため
- 新しい制度ができたから
- 労働者にとって有利な制度は利用する方がよいため　など

※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数386名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

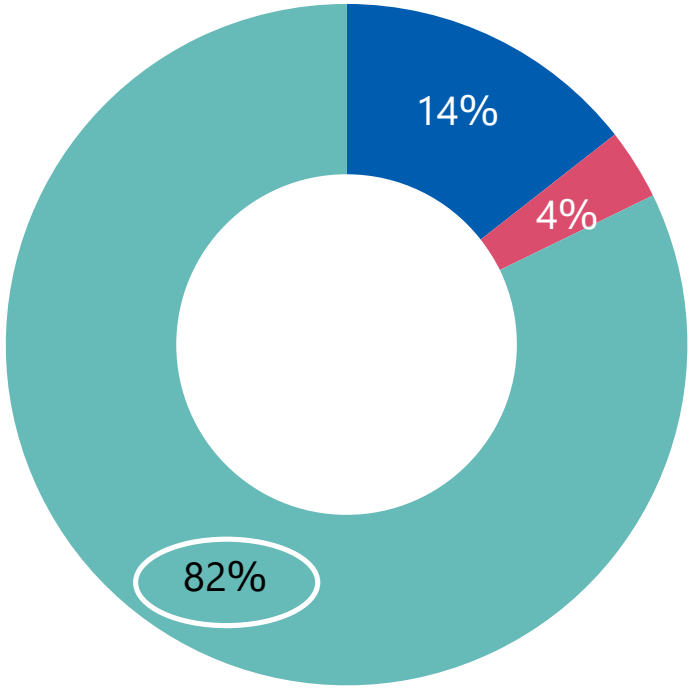
マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得時アンケート）

○　退職時期別でみると「両方の事業所とも決まっていない」との回答が約８割となっている。

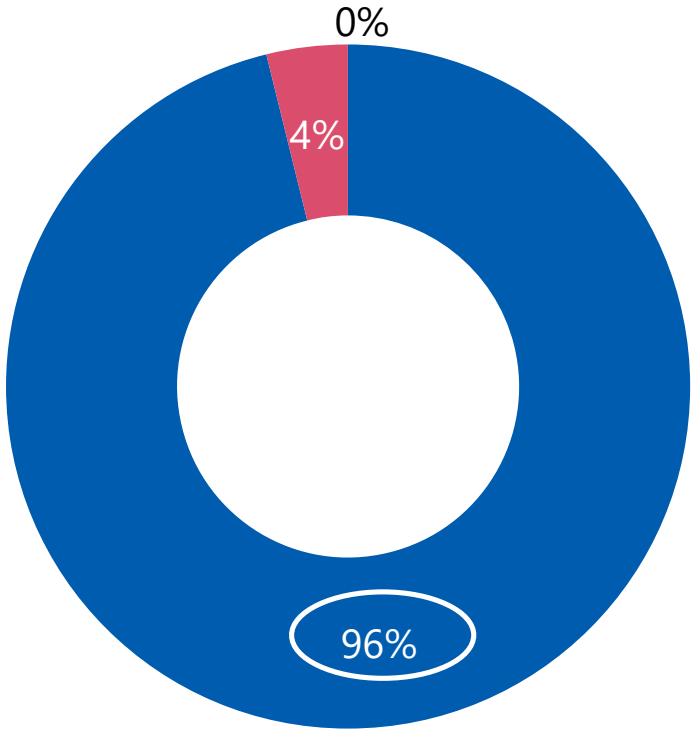
○　雇用保険の手続きについて、ほとんどの事業主が「協力してくれた」と回答している。

（参考）雇用保険法（抄）第七十三条　事業主は、労働者が第八条の規定による確認の請求又は第三十七条の五第一項の規定による申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。（罰則あり）

２つの事業所の退職時期



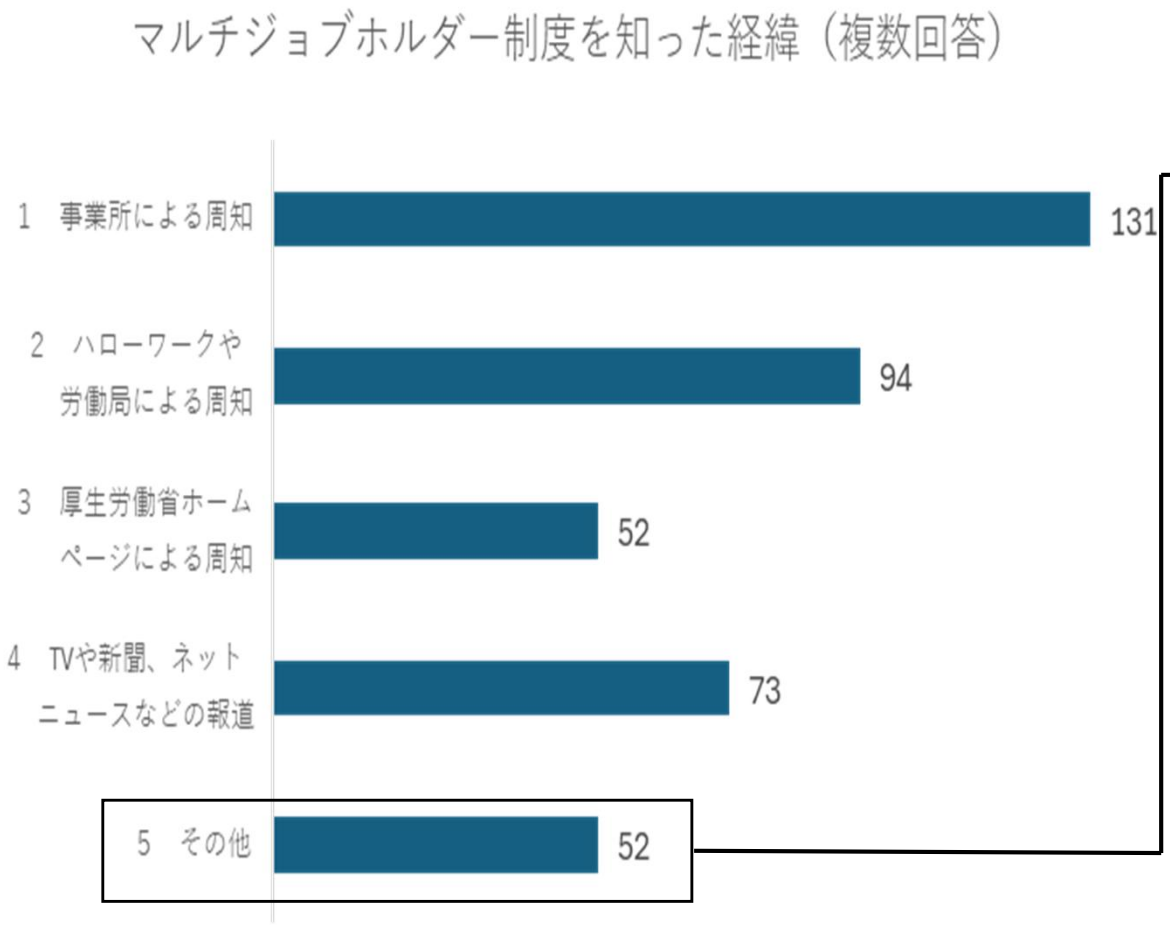
雇用保険の手続きについて事業主の協力の有無



※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数386名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得時アンケート）

○　マルチジョブホルダー制度を知ったのは、「事業所による周知」が約３割、「ハローワークや労働局による周知」が約２割となっている。



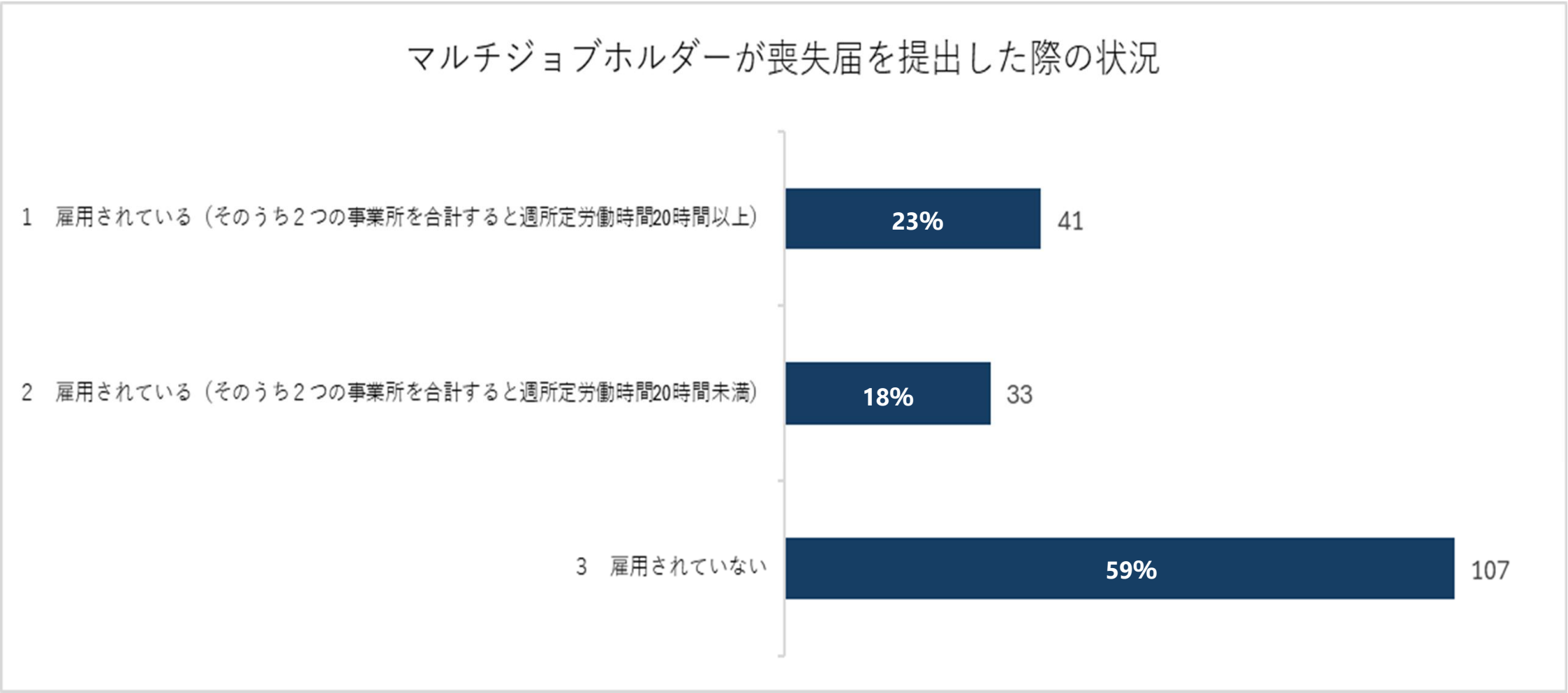
「その他」の具体的な回答

- シルバー人材センターの方から
- 市の広報
- 自分で調べた
- 社労士から教えてもらった
- 知人から教えてもらった
- YouTubeを見て知った
- 家族から教えてもらった
- 新聞記事を見た　など

※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数386名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格喪失時アンケート）

○　マルチ高年齢被保険者が離職した際に、離職した事業所以外に雇用されていない割合は、全体の約６割となっている。

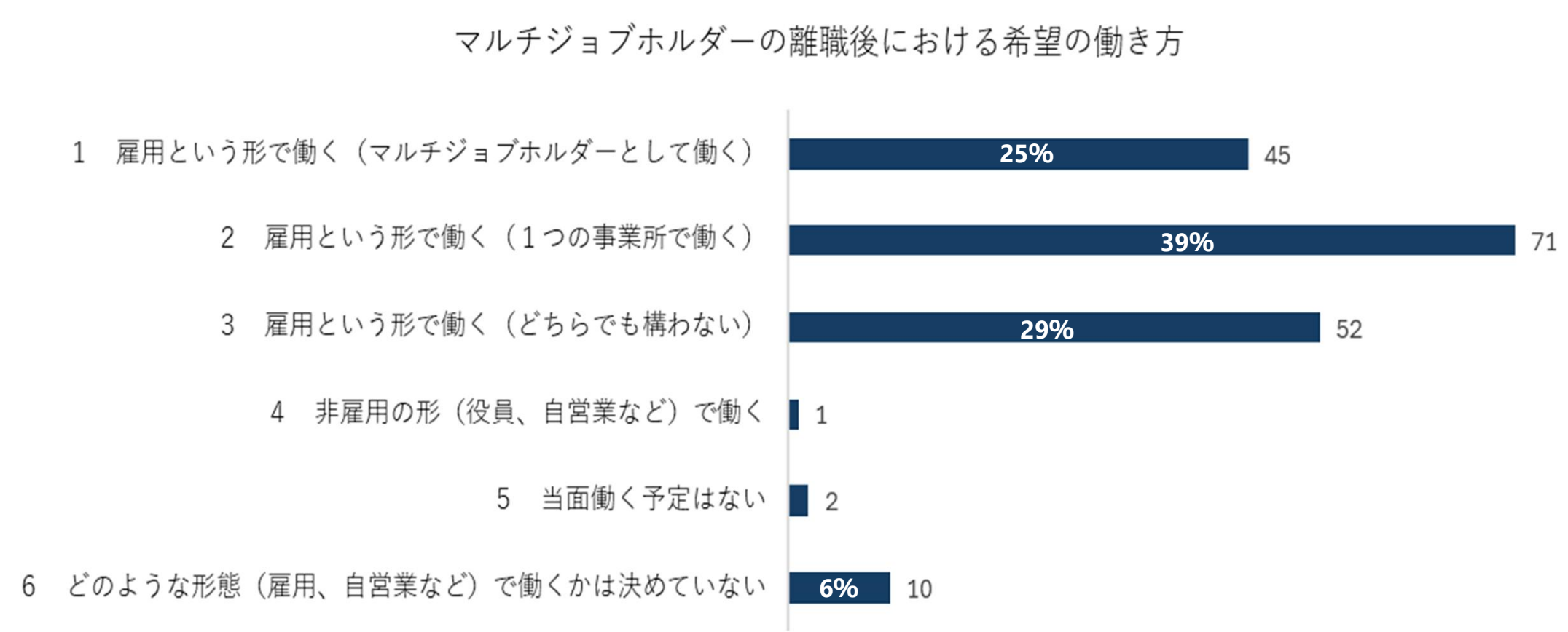


※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数181名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格喪失時アンケート）

○　マルチ高年齢被保険者が、離職後に引き続きマルチジョブホルダーとして働くことを希望している割合は約３割となっている。

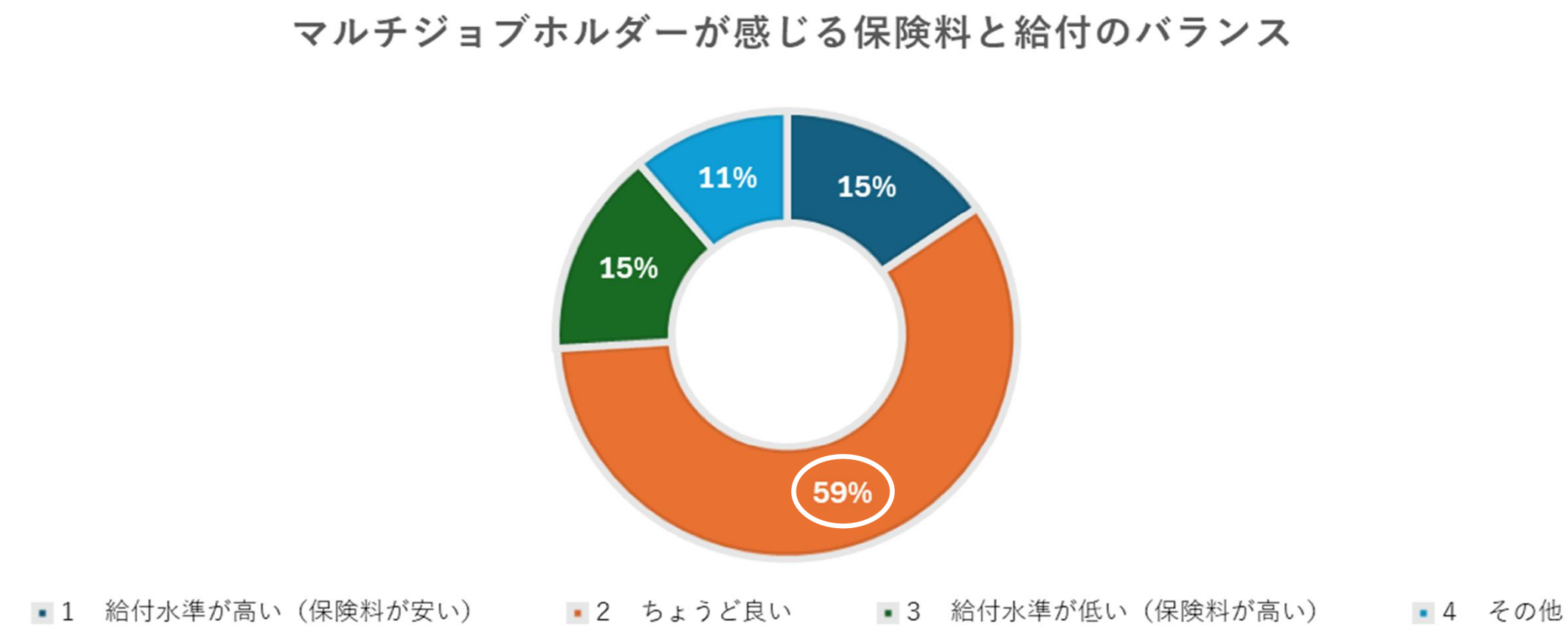
一方で、約４割の離職者が１つの事業所で働くことを望んでいる。



※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数181名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格喪失時アンケート）

○　被保険者が支払う雇用保険料と離職時に支給される高年齢求職者給付金のバランスについて、マルチ高年齢被保険者の約６割が「ちょうど良い」と回答している。



※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数181名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

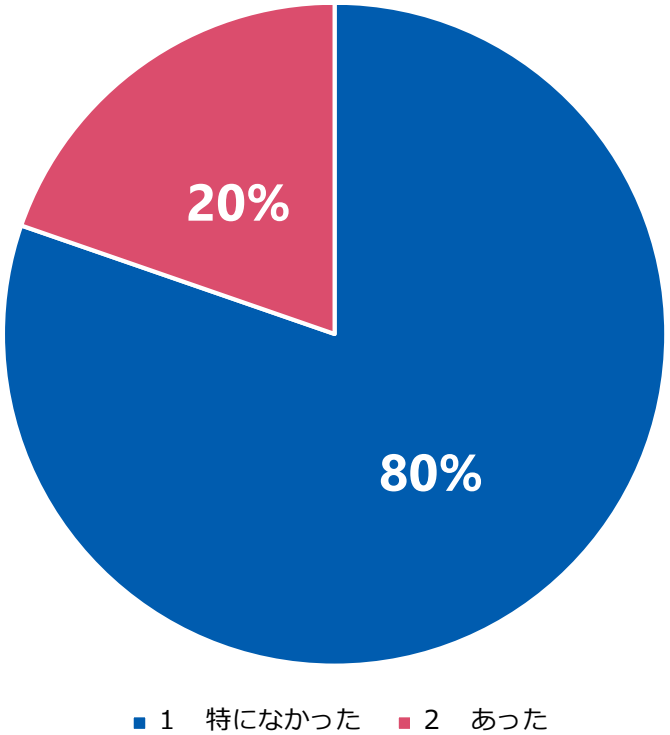
※「その他」については、「よくわからない」という回答が多くを占めた。

マルチ高年齢被保険者の状況（資格取得・喪失時アンケート）

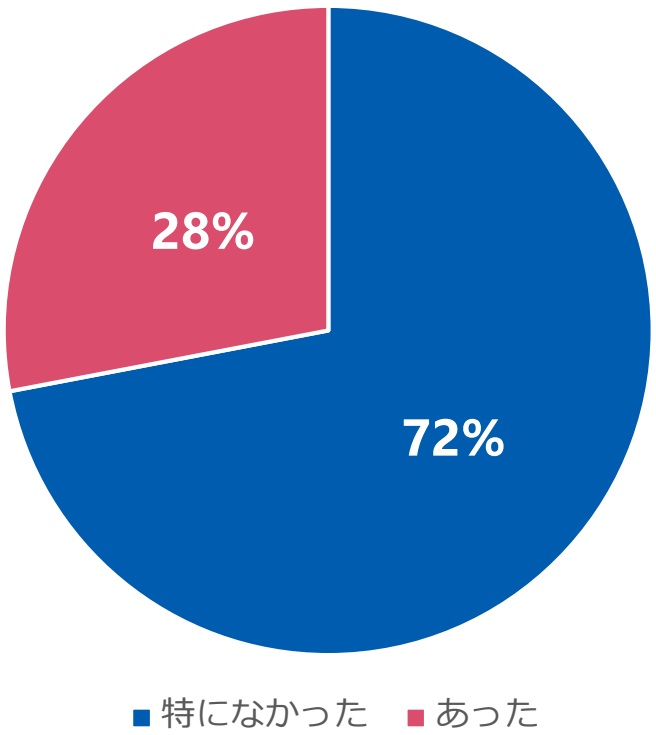
○　マルチジョブホルダー制度の資格取得・喪失手続きについて、難しい点や改善してほしい点が「あった」と答えた割合が取得時においては約２割、喪失時においては約3割であり、具体的な内容については以下の通り。

マルチジョブホルダー制度について改善すべき点があったか

【取得時】



【喪失時】



「改善すべき点があった」具体的な回答

【共通（取得時・喪失時）】

- マルチジョブホルダー制度が浸透していないため、マルチ高年齢被保険者も企業の担当者も制度を一から勉強することとなり手続きに時間がかかった。
- 添付書類が多いので、改善してほしい。
- もっとわかりやすいリーフレットを作ってほしい。
- 専門用語も多く具体的な書類のイメージが湧かず手続きに時間がかかった。
- ハローワークに何度も足を運んだため、手続きの簡素化をお願いしたい。
- 事業所への広報を進めてほしい。（周知不足）　　など

【取得時】

- 本人申請のため２事業所に書類の一部を記載してもらうこととなるが、事業主の記載漏れ等があったため何度もやりとりの往復をせざるを得なかった。

【喪失時】

- 用意する書類について、離職後に入手するのが難しかった。

※令和４年１月～令和８年９月までに提出があったアンケート結果（回答人数は取得386名、喪失181名）に基づき、厚生労働省職業安定局にて作成。

雇用保険の適用拡大

職業安定分科会雇用保険部会（第205回）
令和７年８月20日
資料
（一部改編）

現状・課題

○　雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる必要がある。

見直し内容

○　雇用保険の被保険者の要件のうち、**週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大**。
（Ｒ４年度末時点の被保険者数は約4,457万人）

※　給付は別基準とするのではなく、現行の被保険者と同様に、基本手当、教育訓練給付、育児休業給付等を支給。

＜施行期日＞2028（令和10）年10月１日

雇用保険の適用拡大（法律事項・措置済み）

項目	現行	令和10年10月１日以降
① 被保険者要件のうち週所定労働時間	20時間以上	10時間以上
② 特例高年齢被保険者（いわゆるマルチジョブホルダー制度）の被保険者要件のうち、**一の適用事業における週所定労働時間**	20時間未満	10時間未満
③ 特例高年齢被保険者（いわゆるマルチジョブホルダー制度）の被保険者要件のうち、**二の適用事業における週所定労働時間の合計**	20時間以上	10時間以上（※）

※（省令事項）一の適用事業における週所定労働時間の下限は５時間以上（現行と同様）

参考資料

複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会報告書（H30.12.27）の概要

● マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用について、専門的な観点から、その必要性や適用する場合に考えられる制度設計を議論。マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用を検討・推進するならば、本人からの申出に基づいて複数事業所の週所定労働時間を合算して適用する方式を、一定の対象者層を抽出し**試行的に導入することが考えられる**こと等を提言。

マルチジョブホルダーの現状

就業構造基本調査

▶ 本業も副業も雇用である労働者は増加傾向。2017年で約129万人（男性：約57.0万　女性：約71.8万）。本業の雇用形態は、「パート」、「正社員」が多い。

JILPT調査

▶ 調査では、就業者13万人のうち副業をしていると回答した者は、9,299人。うち、雇用保険が適用されておらず週所定労働時間を合算すると20時間以上となると考えられる者が371人（9,299人の4.0%）。その世帯状況や収入、就業形態等を分析。

関係者ヒアリング

▶ ダブルワークは長時間労働が見えにくい等の課題の指摘。

適用の必要性

▶ 雇用保険制度の趣旨（自らの労働により賃金を得て生計を維持する労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度）や、適用により生ずる事務コスト等に照らして、適用の必要性は、直ちには高いとは評価できない。

▶ マルチジョブホルダー全体を雇用保険の適用拡大によって保護するよりも、むしろ、そのうち雇用の安定化の必要性が高い者に対しては、求職者支援制度をはじめとする各種の施策を活用した支援が適当。

考えられる適用・給付の制度設計

適用に関する制度設計

▶ 基準引下げ方式（適用基準となる週所定労働時間（20時間）を下げて適用）
⇒ 雇用保険制度の趣旨からは合理性の説明が困難。また、現行の被保険者の給付要件を引き下げることとなる。

▶ 合算方式（複数事業所の週所定労働時間を合算して適用）
⇒ 雇用保険は強制適用が原則だが、行政や事業所が労働時間を把握できず、現行の事業所届出を起点とする適用は実行可能性が低い。本人からの申出を起点に適用せざるを得ない。

給付に関する制度設計

▶ 基本手当方式（失業認定を行い、給付日数の範囲で失業している日に支給）
⇒ 収入がある場合の減額等の仕組みが、マルチジョブホルダーになじまない可能性。

▶ 一時金方式（一定の給付日数分を一時金として支給）

【考察】

●現状、実行可能性があるのは、
- 本人からの申出を起点に合算方式で適用
- 一時金方式で給付

となるが、逆選択やモラルハザードが懸念。

●今後、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用を検討、推進していくならば、一定の対象層を抽出し、試行的に制度導入を図ることが考えられる。
　この場合、適用による行動変化や、複数事業所の労働時間を把握・通算する方法に関する検討状況を踏まえつつ、改めて制度の在り方を検討することが考えられる。

高年齢求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数	前年度比	支給金額	前年度比
平成28年度	230,756	△0.02	51,064,673	0.3
平成29年度	247,617	7.3	53,677,172	5.1
平成30年度	286,316	15.6	63,154,853	17.7
令和元年度	303,536	6.0	67,371,843	6.7
令和２年度	379,128	24.9	83,681,043	24.2
令和３年度	382,264	0.8	84,771,704	1.3
令和４年度	385,712	0.9	85,754,535	1.2
令和５年度	393,326	2.0	89,637,266	4.5
令和６年度	408,429	3.8	95,144,044	6.1
令和７年度	421,137	3.1	101,685,101	6.9

(注１)各年度の数値は年度合計値である。
(注２)支給金額は業務統計値である。
(注３)令和７年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数	前年比	支給金額	前年比
令和６年７月	33,070	13.3	7,620,449	14.9
８月	26,407	0.0	6,165,560	2.7
９月	26,174	1.7	6,033,816	3.8
10月	29,628	4.3	6,869,222	6.4
11月	29,971	6.0	6,849,600	7.7
12月	23,616	0.5	5,323,909	1.8
令和７年１月	26,267	5.5	6,050,137	7.2
２月	30,459	1.2	7,161,243	3.5
３月	27,398	△ 0.1	6,346,710	2.4
４月	47,792	1.3	11,612,811	4.5
５月	74,637	1.8	18,447,873	5.2
６月	38,964	11.5	9,328,291	15.4
７月	32,967	△ 0.3	7,899,747	3.7
８月	27,145	2.8	6,547,838	6.2
９月	27,319	4.4	6,531,312	8.2
10月	31,684	6.9	7,659,493	11.5
11月	26,981	△ 10.0	6,455,542	△ 5.8
12月	24,707	4.6	5,794,737	8.8
令和８年１月	27,168	3.4	6,513,524	7.7
２月	31,105	2.1	7,556,662	5.5
３月	30,668	11.9	7,337,270	15.6
４月	47,204	△ 1.2	11,867,741	2.2
５月	77,600	4.0	19,908,121	7.9
６月	44,799	15.0	11,251,802	20.6

(注)令和7年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。